

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

- 1 企業集団の現況に関する事項
（7）主要な事業内容及び営業所等
- 3 会社の新株予約権等に関する事項
- 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

株式会社西武ホールディングス

本内容につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.seibuholdings.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1 企業集団の現況に関する事項

7 主要な事業内容及び営業所等 (2022年3月31日現在)

セグメント	主要な事業内容	主要な営業所等
 都市交通・沿線事業	鉄道業	【西武鉄道株】 営業キロ：176.6km 駅数：101駅（信号場を含む） 車両数：1,267両
	バス業	【西武バス株】 営業所：11営業所（東京都、埼玉県） 車両数：861台
	沿線生活サービス業	【(株)西武園ゆうえんち】 西武園ゆうえんち（埼玉県所沢市）
	スポーツ業	【西武レクリエーション(株)】 BIG BOX高田馬場（東京都新宿区）
 ホテル・レジャー事業	ホテル業（シティ）	【(株)プリンスホテル】 ザ・プリンスギャラリー 東京紀尾井町（東京都千代田区） ザ・プリンス パークタワー東京（東京都港区） ザ・プリンス さくらタワー東京（東京都港区） ザ・プリンス 京都宝ヶ池（京都府京都市）
	ホテル業（リゾート）	【(株)プリンスホテル】 ザ・プリンス 軽井沢（長野県軽井沢町） ザ・プリンス ヴィラ軽井沢（長野県軽井沢町） ザ・プリンス 箱根芦ノ湖（神奈川県箱根町）

セグメント	主要な事業内容	主要な営業所等
	海外ホテル業	【AB ホテルズ Ltd】 The Prince Akatoki London（英国ロンドン）
ホテル・レジャー事業 	スポーツ業	【(株)プリンスホテル】 久邇カントリークラブ（埼玉県飯能市） 軽井沢プリンスホテルスキー場（長野県軽井沢町）
	その他	【(株)横浜八景島】 横浜・八景島シーパラダイス（神奈川県横浜市）
不動産事業 	不動産賃貸業	【(株)西武プロパティーズ】 東京ガーデンテラス紀尾井町（東京都千代田区） ダイヤゲート池袋（東京都豊島区） 軽井沢・プリンスショッピングプラザ（長野県軽井沢町）
建設事業 	建設業	【西武建設(株)】 支 店：7支店（東京都豊島区ほか） 営業所：3営業所（長野県軽井沢町ほか）
	伊豆箱根事業	【伊豆箱根鉄道(株)】 営業キロ：29.4km 駅数：25駅 車両数：70両
その他 	近江事業	【近江鉄道(株)】 営業キロ：59.5km 駅数：33駅 車両数：41両
	スポーツ事業	【(株)西武ライオンズ】 ペルーナドーム（埼玉県所沢市）

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件
第1回新株予約権 (2014年6月25日)	取締役(社外取 締役を除く) 4名	245個	当社普通株式 24,500株	1株当たり 1,974円	1株当たり 1円	2014年7月12日 から2044年7月 11日まで	(注2)
第2回新株予約権 (2015年6月23日)	取締役(社外取 締役を除く) 4名	245個	当社普通株式 24,500株	1株当たり 2,669円	1株当たり 1円	2015年7月10日 から2045年7月 9日まで	(注2)
第3回新株予約権 (2016年6月21日)	取締役(社外取 締役を除く) 5名(注1)	281個 (注1)	当社普通株式 28,100株 (注1)	1株当たり 1,497円	1株当たり 1円	2016年7月8日 から2046年7月 7日まで	(注2)
第4回新株予約権 (2017年6月21日)	取締役(社外取 締役を除く) 6名(注1)	329個 (注1)	当社普通株式 32,900株 (注1)	1株当たり 1,729円	1株当たり 1円	2017年7月8日 から2047年7月 7日まで	(注2)
第5回新株予約権 (2018年6月21日)	取締役(社外取 締役を除く) 6名	353個	当社普通株式 35,300株	1株当たり 1,493円	1株当たり 1円	2018年7月10日 から2048年7月 9日まで	(注2)

(注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、当社の取締役就任前に当社子会社の取締役として付与されたものであります。

2. 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日(死亡した場合を除く。)の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制（西武ホールディングス内部統制基本方針）

1. 目的

この基本方針は、当社を含む西武グループ（以下「西武グループ」という。）が、グループビジョンの精神に基づき持続的成長の可能な経営基盤を構築するため、西武グループにおける業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムの整備について定めることを目的とする。

西武グループは、以下の各項目に定める方針に基づき速やかに具体策を実行し、かつその実行状況についての検証をおこない不断の改善をはかる。

2. 西武グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 西武グループが社会の一員として責任を果たし信頼されるグループとなるために、西武グループの全ての取締役及び使用人が常に心がけるべき基本的なルールとして、「西武グループ企業倫理規範」を遵守する。さらに「西武グループ企業倫理規範」を職務の執行において実践するために行動指針を定めるとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンス・マニュアルの配付、研修の実施等により意識の浸透・定着をはかる。
- 当社は、「西武グループコンプライアンス体制基本規程」に基づき、社長を委員長とする「西武グループ企業倫理委員会」を設置し、西武グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、その運営を検証する。コンプライアンス担当部署として専任の部長及びスタッフにより構成される「コンプライアンス部」を設置する。また、「企業倫理ホットライン」「セクハラ・人間関係ホットライン」を当社の社内・社外に設置し、西武グループのコンプライアンスに関する問題の早期発見と解決をはかる。
- 西武グループは、反社会的勢力との関係を断絶することを宣言する。また、反社会的勢力への対応に関する基本原則等を定めた「西武グループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力に対して警察や弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- 西武グループは、法令及び定款に適合した社内規程を整備し、取締役及び使用人は、各種規程に基づいた職務の執行をおこなう。
- 西武グループは、職務の執行にあたっての法令遵守体制の確立、各種法改正への対応等の強化をはかるため、法務関連部署の充実をはかる。
- 西武グループは、「西武グループ財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用及び評価し、財務報告の信頼性を確保する。

- 当社は、内部監査をおこなう部署として業務執行部門から独立した「監査・内部統制部」を設置し、西武グループにおける業務運営の適正性及び法令・社内規程等の遵守状況についてモニタリングをおこなう。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社は、「西武グループ情報管理規程」に基づき、情報管理の責任部署及び管理体制を明確にし、情報資産全般の保護、管理、利用を適正におこなう。
- 当社の取締役会、経営会議の議事録等職務の執行に係る全ての文書（電磁的媒体に記録されたものを含む。）は、「文書規程」に定める方法に基づき、整理、保管、保存または廃棄される。当社の取締役及び監査役は、保管、保存されたこれら全ての文書等を閲覧できる。
- 当社は、「西武グループ情報システムセキュリティ規程」に基づき、情報システムにおける情報資産の保護、管理、利用の適正性を確保する。

4. 西武グループの損失の危険のマネジメントに関する規程その他の体制

- 当社は、リスクマネジメントの統括部署を設置するとともに、西武グループにおけるリスクマネジメントの基本的な考え方・マネジメント体制を定めた「西武グループリスクマネジメント基本方針」及び「西武グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスクの把握及び事前対応をおこなうとともに、リスクが顕在化した場合に迅速な対策を講じることができる体制を構築する。
- 当社の監査・内部統制部は、リスクマネジメント体制の有効性及び効率性についてモニタリングをおこなう。モニタリングにより得たリスク情報については、リスクマネジメントの統括部署と情報の共有化をはかる。

5. 西武グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- 当社は、経営上の重要事項を審議するため、取締役会を原則月に1回以上開催する。また、執行役員等により構成される経営会議を設置し、業務執行上の重要案件について十分な審議をおこなう。
- 西武グループのグループビジョンを西武グループの取締役及び使用人の間で共有し、グループビジョンの実現を念頭に策定される経営計画に基づき、西武グループの取締役及び執行部門は計画の目標達成のため活動する。当社の取締役会は、執行部門に定期的に業績報告を求め、計画の進捗状況を確認する。
- 西武グループ各社は、業務の執行を組織的かつ効率的におこなうために「職制」「業務分掌」「職務権限規程」を定める。
- 当社の監査・内部統制部は、業務執行の効率性についてモニタリングをおこなう。

6. 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 西武グループはグループビジョンをグループ全体で共有し、その実現に向けグループ一体で事業活動をおこなう。また、西武グループ各社は、「西武グループ企業倫理規範」を遵守し、社会の一員としての責任を果たす。
- 西武グループは「西武グループ関係会社管理規程」に基づき、西武グループ各社の意思決定及び業務執行の適正性及び効率性を確保する。また、子会社における業務執行のうち重要なものについては、「西武グループ関係会社管理規程」に定める業務処理区分に基づき、当社へ付議または報告をする。
- 当社のコンプライアンス部及び監査・内部統制部は、随時グループ各社の担当部署と連携の上、各社のコンプライアンス、内部監査について協力、指導、支援をおこなうとともに、リスク情報を集約し、対策を共有できる体制を構築する。
- 西武グループは「西武グループIT基本方針」及び「西武グループ情報システム管理運営規程」、「西武グループ情報システムセキュリティ規程」に基づき、業務における積極的なIT利活用による効率化と、情報システムの管理運営の適正性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役の職務を補助すべき部署として専任の室長及びスタッフで構成される監査役室を設置する。その人選にあたっては、監査役の意見を十分考慮して決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査役室のスタッフは、監査役の指揮命令系統の下、職務執行にあたる。
- 監査役室のスタッフの人事異動・人事評価等については、監査役の同意を得た上で決定する。

9. 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制

- 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して必要な報告及び情報提供をおこなう。
- 前項の報告及び情報提供として主なものは、以下のとおりとする。
 - 内部統制システムの整備に関する事項
 - 内部監査、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項
 - 重要な訴訟・係争事項
 - 西武グループ各社の内部監査部門の活動状況
 - 企業情報の開示に関する事項
 - 経営会議議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書類の回付
 - その他、監査役が報告及び情報提供を要請した事項

- 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から報告を受けた者に対し、監査役に報告したことを理由とした不利益な取り扱いをおこなわない。

10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- 監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- 監査役は、効率的かつ実効的な監査のため、コンプライアンス部、監査・内部統制部、西武グループ各社の代表取締役及び監査役等に協力を求めることができる。
- 監査役は、必要に応じて外部の専門家（弁護士・公認会計士・税理士等）に助言を求めることができる。
- 監査役の職務執行上必要な費用は当社が負担する。また、監査費用の支出にあたっては、監査役はその効率性及び適正性に留意する。
- 代表取締役は、監査役との会合を定期的に持ち、監査上の重要事項等について意見交換をおこなう。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、事業年度のはじめに前事業年度の取り組み状況を踏まえたうえで、西武ホールディングス内部統制基本方針の各項目に基づいた年間計画を策定し、取締役会に報告しております。中間期においては、取締役会にて、年間計画の進捗状況を報告するとともに下期における留意点等を確認することによりその実効性を担保しています。また、事業年度末には実行状況についての検証をおこなったうえで改善点を抽出し、翌事業年度の年間計画に反映することによりPDCAサイクルを回しています。

当事業年度における具体的な運用状況は以下のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響下におきましても、お客さま、従業員への感染拡大防止を念頭に置き、各種取組みを適切におこないました。

■コンプライアンス体制

コンプライアンス経営を継続的に推進するため、ワークフロー、eラーニング、ウェブ配信などを活用し、コンプライアンスの浸透・定着活動やグループ各社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価及びモニタリング、反社会的勢力の排除についての活動を実施しました。

また、西武グループ企業倫理規範で規定している「人権の尊重」について、西武

グループの考え方をより具体的に示し、国内外で関心が高まる企業の人権侵害リスクに適切に対応すべく「西武グループ人権方針」を策定しました。

■文書・情報管理体制

帳票類や承認手続きの電子化、ワークフローシステムのグループ展開等による、ペーパーレス化・ペーパーストックレス化を継続し、新たに電子契約システム導入に向けた準備を進めるなど、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うリモートワーク主体の労働環境下でも、円滑な業務運営を実施しました。

また、リモートワークの増加を踏まえ、情報セキュリティ対策として、ガイドラインの見直しや関連規程を改正するとともに、グループ各社会議での経営層への周知や、eラーニングによる従業員への研修を実施しました。

■リスクマネジメント体制

経営計画目標達成に向けた阻害要因となるリスクを計画的・統一的に低減することを推進し、各種取り組みの進捗状況を確認しました。

リスクマネジメントのさらなる実効性の向上を目的に策定した、グループ共通でのリスクマネジメント計画を実行してまいりました。また、グループリスクマップを作成し、各リスクの重要度を検証しました。

新型コロナウイルス感染症に関するリスクについても、新たにワクチンの職域接種をおこなうなど、お客さま・従業員の感染拡大を防止し、リスクマネジメントを実行いたしました。

■経営方針に則った効率的な意思決定・業務執行体制

取締役会が、その役割・責務を適切に果たすために実施したアンケートでは、2021年度に改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づく質問項目を設定するなど、精度を高めて分析・評価をおこなった他、当該アンケート結果を基に、社外取締役を過半数とするコーポレート・ガバナンス会議をおこない、取締役会の実効性が確保できていることの確認及び課題の抽出・共有をおこないました。

取締役会の実効性の向上に向け、会議資料の事前配付の徹底等により、各議案の検討時間を確保した他、経営のPDCAサイクルを意識した審議を充実させ、一層の議論の活発化をはかりました。

また、フィックス方式で策定した中期経営計画の進捗状況の確認議案（経営改革やDX、サステナビリティアクション等）は、経営会議・取締役会において他の議案よりも審議時間を多く取り、活発な議論を促進しました。

経営会議・取締役会の運営体制としては、ウェブ会議システムを用いた資料共有に加え、ビデオ通話が可能なコラボレーションツールの活用、サテライト会場の設置により、引き続き感染予防策を徹底したうえで平常時と同等の十分な議論ができる環境を確保しました。

■グループ管理体制

グループの監査品質の維持・向上を図るため、グループ各社への教育、情報共有をおこなった他、グループ各社が実施した全監査について、検証・評価を実施しました。

また、グループ各社からの付議・報告事項に関して、ワークフローシステムを活用するなど、リモートワーク環境下においても適正かつ効果的な管理体制を継続するとともに、グループ標準で活用できる新たなワークフローシステムの導入を進め、効率的な業務体制や業務、システムの統合化を図ってまいりました。

■監査役に関する体制

監査役の職務の補助を目的として、サポート業務に専念するスタッフを配置し、独立性を確保しました。

新型コロナウイルス感染症の影響が伴う労働環境下においても、スタッフの打合せにおいては、ウェブ会議等を活用し、齟齬のない意思疎通を徹底しました。また、リスク情報の共有にあたっては、システムを活用することにより、リモート対応を含め継続しておこないました。

今後も、業務の適正を確保するための体制を適正かつ有効に運用していくとともに、各種取り組みを実施してまいります。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	50,000	96,491	172,512	△55,077	263,925
会計方針の変更による累積的影響額			△925		△925
会計方針の変更を反映した2021年4月1日残高	50,000	96,491	171,586	△55,077	263,000
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					—
親会社株主に帰属する当期純利益			10,623		10,623
土地再評価差額金の取崩			496		496
自己株式の処分		14		985	999
連結除外に伴う利益剰余金増加高			55		55
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	14	11,175	985	12,175
2022年3月31日残高	50,000	96,505	182,761	△54,091	275,175

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2021年4月1日残高	14,489	16,716	933	3,676	35,816	407	85,538	385,687
会計方針の変更による累積的影響額							△4	△929
会計方針の変更を反映した2021年4月1日残高	14,489	16,716	933	3,676	35,816	407	85,534	384,757
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								—
親会社株主に帰属する当期純利益								10,623
土地再評価差額金の取崩								496
自己株式の処分								999
連結除外に伴う利益剰余金増加高								55
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4,039	△496	5,828	△1,142	149	△108	△9,756	△9,715
連結会計年度中の変動額合計	△4,039	△496	5,828	△1,142	149	△108	△9,756	2,459
2022年3月31日残高	10,450	16,219	6,762	2,534	35,966	298	75,777	387,217

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 77社
主要な連結子会社の名称
西武鉄道(株)、(株)プリンスホテル、(株)西武・プリンスホテルズワールド
ワイド、西武バス(株)、(株)西武プロパティーズ、(株)西武ライオンズ、
伊豆箱根鉄道(株)、近江鉄道(株)
- (2) 非連結子会社の数 3社
非連結子会社の名称
プリンスホテル タイランド CO LTD、セイブシンガポール PTE
LTD、プリンスホテル USA Inc
非連結子会社3社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損
益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれ
も連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除
外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 3社
会社名
(株)池袋ショッピングパーク、(株)NWコーポレーション、(株)秩父まちづ
くり
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社数 3社
会社名
プリンスホテル タイランド CO LTD、セイブシンガポール PTE
LTD、プリンスホテル USA Inc
持分法を適用していない非連結子会社3社は、当期純損益及び利益剰余
金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため
持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用会社の(株)池袋ショッピングパークは決算日が連結決算日と異なる
ため、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 32社

3月末日 45社

(2) 3月末日を決算日とする子会社のうちステイウェル ホスピタリティ マネジメント Pvt Limitedについては、12月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類により、その他の子会社については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

連結決算日と上記決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……………移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、原価法によっております。

（未成工事支出金を除く棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

分譲土地建物 ……………主として土地は平均原価法（総平均法）又は個別法、建物は個別法

商品及び製品 ……………主として平均原価法（総平均法）

未成工事支出金 ……………個別法

原材料及び貯蔵品……………主として平均原価法（総平均法又は移動平均法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

都市交通・沿線事業等の減価償却の方法

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ホテル・レジャー事業等の減価償却の方法

主として定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 2年～75年

機械装置及び運搬具…………… 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員への株式給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく支給見込額により役員株式給付引当金を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(鉄道業・バス業)

都市交通・沿線事業の鉄道業・バス業については、主に乗車券及び定期券の販売から収益を獲得しております。乗車券については、輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されるものとし、サービス提供時点で収益を認識しております。定期券の販売に関しては、定期券の有効期間にわたって輸送する履行義務が充足されるものとし、有効期間に応じて収益を認識しております。

(ホテル業・海外ホテル業)

ホテル・レジャー事業のホテル業・海外ホテル業については、主にホテルにおける宿泊の販売及びレストラン・宴会の利用から収益を獲得しております。宿泊の販売に関しては、客室の提供が履行義務であり、チェックインと共に客室の使用権利は顧客へ移転していることから、チェックインした時点で履行義務が充足されるものとし、収益を認識しておりますが、連泊時については、宿泊日ごとに収益を認識しております。レストラン・宴会については、サービス提供により履行義務が充足されるものとし、サービス完了時点で収益を認識しております。

(不動産賃貸業)

不動産事業の不動産賃貸業については、主にグループ会社が所有するオフィスビル、商業施設及びレジデンス等を賃貸し、収益を獲得しております。賃貸収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日）等に基づき、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

(建設業)

建設事業の建設業については、主に請負工事契約から収益を獲得しております。土木工事や建築工事などが含まれ、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが出来ないものの、発生する費用を回収することが見込まれる工事については原価回収基準を適用しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(代理人取引)

当社グループにおいて財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社において、ヘッジ会計をおこなっております。

・ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利長期借入金に対しての利息を対象として金利スワップ取引を利用しております。

・ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するために、ヘッジ会計の要件を満たす範囲内でヘッジをおこなっております。

・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…長期借入金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10~13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

⑥ 工事負担金等の処理

鉄道事業等における諸施設の工事等をおこなうにあたり、一部の連結子会社は地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

また、連結損益計算書においては、「工事負担金等受入額」等を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を「工事負担金等圧縮額」等として特別損失に計上しております。

なお、鉄道事業に係る工事負担金等により取得した資産に付随して発生する費用のうち工事負担金等に対応する額については、「工事負担金等受入額」から直接控除しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(2) 定期収入に係る収益認識

鉄道業等における定期券利用の運賃収入については、従来は発売日を基に収益を認識しておりましたが、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとし、有効期間に応じて収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用をおこなう前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書において、営業収益は9,818百万円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は925百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記をおこなうこととしております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結損益計算書関係

(1) 受取保険金

前連結会計年度において「受取保険金」として区分掲記されていたものは、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度から営業外収益「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の営業外収益「その他」に含まれている「受取保険金」は311百万円であります。

(2) 感染拡大防止協力金受入額

「感染拡大防止協力金受入額」は、前連結会計年度は営業外収益「その他」に含めて表示することとしておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の営業外収益「その他」に含まれている「感染拡大防止協力金受入額」は7百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 2,782百万円、有形及び無形固定資産 1,472,722百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、さらなる減損処理が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 23,560百万円（繰延税金負債相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積りの仮定

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症の影響については、2022年度には新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かい、2023年度にはインバウンド、国内景気が回復していくとの前提に立ち、経営改革などにより、2023年度には新型コロナウイルス感染症流行前の利益水準に回復させることを目標とした計画数値を仮定として置き、会計上の見積りをおこなっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性をともなうため、実際の結果は上記仮定と異なる場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,069,496百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

(財団抵当)

土地 113,313百万円

建物及び構築物 159,818百万円

機械装置及び運搬具 43,693百万円

有形固定資産「その他」 1,335百万円

合計 318,161百万円

(その他担保に供している資産)

現金及び預金 20百万円

土地 2,550百万円

建物及び構築物 507百万円

合計 3,077百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

長期借入金 95,623百万円

1年内返済予定の長期借入金(短期借入金) 9,183百万円

鉄道・運輸機構長期未払金 7,191百万円

鉄道・運輸機構未払金(流動負債「その他」) 3,656百万円

支払手形及び買掛金 20百万円

(2) 上記のほか、投資有価証券220百万円について、出資先の債務の担保として質権が設定されております。

3. 貸株による担保資産

貸株による担保資産及び調達資金は次のとおりであります。

(1) 貸株に供している担保資産

投資有価証券 748百万円

(2) 貸株により調達した資金

流動負債「その他」 500百万円

4. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 2,394百万円

5. 保証債務
 下記の借入金等に対して次のとおり保証をおこなっております。
 提携ローン保証 14百万円
6. 工事負担金等累計額
 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額は次のとおり
 であります。
 152,883百万円
7. 事業用土地の再評価
 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号及び平成
 11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価をおこ
 ない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
 ・再評価の方法………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31
 日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき
 合理的な調整をおこない算出しております。
 ・再評価をおこなった年月日………2000年3月31日
 ・再評価をおこなった土地の当連結会計年度末における再評価後の帳簿価
 額から時価を控除した金額は次のとおりであります。
 ……12,744百万円
8. 貸出コミットメント契約
 当社は、運転資金の効率的な調達をおこなうため銀行7行と貸出コミット
 メント契約を締結しております。
 なお、借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 150,000百万円 |
| 借入実行残高 | 75,000百万円 |
| 差引額 | 75,000百万円 |

9. 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項

- (1) 当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

短期借入金	230百万円
-------	--------

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ1,613億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (2) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

短期借入金	118百万円
-------	--------

長期借入金	5,115百万円
-------	----------

合計	5,233百万円
----	----------

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ1,815億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (3) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

短期借入金	1,000百万円
長期借入金	4,000百万円
合計	5,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,008億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (4) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金	10,000百万円
-------	-----------

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,532億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (5) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金

8,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,592億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (6) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

短期借入金

31,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,756億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (7) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金

10,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,800億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (8) 上記のほか、当社における上記「8.」に記載する2021年4月7日付貸出コミットメント契約に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,800億円以上に維持すること。

- (9) 上記のほか、当社における下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金

15,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,834億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）3. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

10. 持分法適用関連会社が保有する当社株式について、当社の持分相当額を自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は52,378百万円、21,998千株であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	323,462,920	—	—	323,462,920

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会の議案内容	普通株式	利益剰余金	1,616百万円	5円00銭	2022年3月31日	2022年6月23日

(注1) 2022年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれておりません。

(注2) 2022年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、持分法適用関連会社が保有する自己株式（当社株式）の当社帰属分に係る配当金109百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 167,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行等金融機関からの借入及び社債発行による資金調達を原則当社に集約し、グループ内の資金を一元的に管理することによって、資金調達、運用の効率化をはかっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引はおこなわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要により取引先の信用リスクの調査を実施するとともに、必要な社内手続に基づいて取引をおこなっております。また、取引先ごとに期日及び残高管理をおこなうことなどにより回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っておこなっており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引をおこなっております。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、コミットメントラインの設定、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません（(注) 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	56,545	56,545	—
資産計	56,545	56,545	—
(1) 社債	50,000	49,506	△493
(2) 長期借入金(*2)	698,209	707,137	8,927
負債計	748,209	756,643	8,434
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 現金及び短期間で決済される金銭債権債務等については、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は「(2) 長期借入金」に含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,947
非連結子会社及び関連会社株式(*1)	2,394
組合出資金等(*2)	902

(*1) 非連結子会社及び関連会社株式については、「(連結貸借対照表に関する注記) 4. 非連結子会社及び関連会社に係る注記」をご参照ください。

(*2) 組合出資金等については、主に、匿名組合、投資事業有限責任組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	56,545	—	—	56,545
資産計	56,545	—	—	56,545

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	49,506	—	49,506
長期借入金	—	707,137	—	707,137
負債計	—	756,643	—	756,643

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、期末残高及び日本証券業協会で公表されている売買参考統計値の期末日における平均複利利回りに基づく加重平均金利を算出し、当該利率で割り引いて算定する方法によっております。これについては、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。また、特例処理によっている金利スワップについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設、賃貸オフィスビル、賃貸マンション及び遊休不動産等を所有しております。なお、賃貸施設の一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関連する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
賃貸等不動産	163,661	297,163
賃貸等不動産として使用 される部分を含む不動産	197,754	380,131

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額（指標等を用いて調整をおこなったものを含む）、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注2)	連結 損益計算書 計上額
	都市交通 ・沿線事業	ホテル・ レジャー 事業	不動産事業	建設事業	その他 (注1)	合計		
鉄道業	82,704	—	—	—	—	82,704		
バス業	19,220	—	—	—	—	19,220		
沿線生活サービス業	16,072	—	—	—	—	16,072		
スポーツ業	2,708	16,596	—	—	—	19,304		
ホテル業（シティ）	—	49,020	—	—	—	49,020		
ホテル業（リゾート）	—	25,197	—	—	—	25,197		
海外ホテル業	—	23,148	—	—	—	23,148		
不動産賃貸業	—	—	5,451	—	—	5,451		
建設業	—	—	—	61,126	—	61,126		
その他	2,925	16,023	11,928	18,246	28,661	77,784		
顧客との契約から生じる収益	123,632	129,987	17,379	79,372	28,661	379,033		
その他の収益	7,699	3,193	41,807	369	4,099	57,170		
営業収益	131,331	133,180	59,186	79,742	32,761	436,203	△39,347	396,856

(注1) 「その他」の区分には、伊豆箱根事業、近江事業、スポーツ事業及び新規事業を含んでおります。

(注2) 調整額△39,347百万円については、主に連結会社間取引消去等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項 (4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	32,595
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	21,767
契約資産 (期首残高)	25,597
契約資産 (期末残高)	668
契約負債 (期首残高)	19,852
契約負債 (期末残高)	19,320

契約資産は、主に請負工事契約において、進捗度に応じた収益計上にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、主に顧客による工事竣工の検収時に売上債権へ振り替えられます。契約負債は、主に鉄道業及びバス業における顧客から受領した有効期間前の前受運賃となります。契約負債は、収益の認識にともない取り崩されます。

当連結会計年度の契約資産の重要な変動は、西武建設株式会社の連結除外にともなう減少21,472百万円であります。

また、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは19,188百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における当該残存履行義務について、履行義務の充足につれておおむね1年以内で収益を認識することを見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,035円57銭
1 株当たり当期純利益	35円39銭

(注1) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は752,700株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は994,844株であります。

(注2) 株主資本において自己株式として計上されている持分法適用関連会社が保有する自己株式(当社株式)の当社帰属分は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は21,998,594株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は21,998,594株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 重要な組織再編について

当社は、2021年12月9日開催の取締役会において、2021年12月13日付にて、当社が100%出資する子会社「株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド」(以下「SPW」)を設立すること、2022年4月1日を効力発生日として、会社分割(吸収分割の方式による、以下「本吸収分割」という。)により、当社の連結子会社である株式会社プリンスホテル(以下「PH」)の事業の一部をSPWに承継すること、及び2022年4月1日を効力発生日として、PHを存続会社、当社の連結子会社である株式会社西武プロパティーズ(以下「PR」)を消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」という。)をおこなうこと、併せて2022年4月1日付で、PHは、株式会社西武リアルソリューションズ(以下「SR S」)へ商号変更すること(一連の組織再編を、以下「本組織再編」という。)を決議いたしました。また、当社は、2021年12月9日付で、本組織再編の全体の流れを取り決める「組織再編に関する合意書」をPH及びPRとの間で締結いたしました。

これらにより、当社は、2022年4月1日に本組織再編を実施いたしました。本吸収分割及び本吸収合併の概要等は、以下のとおりです。

1 本吸収分割

(1) 取引の概要

①対象となった事業の内容

ホテル事業、ゴルフ事業、及びスキー事業の運営等

②日程

吸収分割契約の締結 2021年12月21日

吸収分割の効力発生日 2022年4月1日

③本吸収分割の方式

P Hを吸収分割会社、S P Wを吸収分割承継会社とする吸収分割

④分割に際して発行する株式及び割当

S P Wは、本吸収分割に際して普通株式4,000,000株を発行し、その全てをP Hに割当てました。

⑤その他取引の概要に関する事項

ホテルオペレーター会社となるS P Wは、ホテル・レジャー事業の中心として、アセットライト、つまり保有資産を圧縮し機動的に事業を展開することにより、グループ内外のオーナーからの期待を上回るリターンを創出する、業界No.1クオリティのホテルチェーンを構築することを目指します。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2 当社によるS P W株式の取得

(1) 取引の概要

①内容

当社は、P Hが本吸収分割の対価として交付を受けたS P Wの普通株式(4,000,000株)の全てをP Hから取得いたしました。

②日程

株式の譲渡日 2022年4月1日

3 本吸収合併

(1) 取引の概要

①対象となった事業の内容

不動産の所有、売買、管理、賃貸借、仲介業務等

②日程

吸収合併契約の締結 2021年12月22日

吸収合併の効力発生日 2022年4月1日

③本吸収合併の方式

P Hを存続会社、P Rを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の商号変更

P Hは本吸収合併の効力発生日をもって、「株式会社西武リアルティソリューションズ」に商号を変更いたしました。

⑤合併に際して発行する株式及び割当

P Hは、本吸収合併に際して普通株式71,995,000株を発行し、効力発生日の前日におけるP Rの株主である当社に対して、P R株式1株当たり、P H株式85株の割合で、P Hの株式を交付いたしました。

⑥その他取引の概要に関する事項

総合不動産会社となるS R Sは、不動産事業の中心として、競争力の高い総合不動産会社に飛躍し、グループ保有資産の価値を極大化することを目指します。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(その他の注記)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上にかかるインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引をおこなっております。

(1) 取引の概要

当社は、2014年4月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、2014年4月に導入した本制度は2019年4月に終了しており、2019年5月に再導入しております。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を締結いたしました。また、受託者は、株式会社日本カストディ銀行（以下「信託E口」という。）を再信託受託者として当社株式などの本信託の信託財産を再信託する契約を締結しております。

信託E口は、信託設定後5年間にわたり「西武ホールディングス社員持株会」（以下「持株会」という。）が取得する見込みの当社株式を予め一括して取得し、定期的に持株会に対して売却をおこなっております。信託終了時までには、信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者及び持株会退会者に分配いたします。また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者がおこなう借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は818百万円、460千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

1,463百万円

2. 取締役的信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社及び当社の子会社（西武鉄道株式会社、株式会社プリンスホテル、西武バス株式会社、株式会社西武プロパティーズ、伊豆箱根鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社。以下「当社の子会社」という。）の取締役（いずれも社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬と中長期的な業績向上及び株主価値との連動性をより明確にし、企業価値・株主価値の極大化に対する対象取締役の貢献意欲をさらに高めることを目的として、対象取締役に信託を通じて自社の株式を交付する取引をおこなっております。

(1) 取引の概要

当社は、2019年6月21日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、役員報酬として「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しております。また当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、本制度の対象者に当社の子会社を追加するとともに、株式の取得資金の拠出額上限を改定する決議をおこないました。なお、この決議にともなう対象取締役分に関する株式の取得資金に変更はありません。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程『年次インセンティブ』及び役員株式給付規程『長期インセンティブ』に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

本制度は、対象取締役が在任中一年毎に役位及び業績達成度に応じて当社株式等の給付を受ける年次インセンティブ制度と、対象取締役の退任時に役位に応じて当社株式等の給付を受ける長期インセンティブ制度から構成されております。なお、年次インセンティブ制度は当社取締役のみを対象とし、長期インセンティブ制度は当社及び当社の子会社の取締役を対象としております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は500百万円、292千株であります。

3. 財務制限条項への対応

連結損益計算書における営業損益が2021年3月期連結決算に続き2期連続して損失となったことにより、当社における借入金のうち9契約(84,463百万円)に関して財務制限条項に抵触している状況にあります。が、関係金融機関に対し期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく契約を継続するよう要請した結果、当連結会計年度末までにすべての関係金融機関より、期限の利益喪失に関わる条項を適用しない旨の書面による承諾を得ております。本承諾をもちまして、財務制限条項抵触にともない、期限の利益喪失の恐れがあったすべての契約が継続されることとなります。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年4月1日残高	50,000	285,012	285,012	3,538	6,551	10,090
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						—
当期純利益					1,444	1,444
自己株式の処分		14	14			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	14	14	—	1,444	1,444
2022年3月31日残高	50,000	285,026	285,026	3,538	7,996	11,534

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日残高	△2,698	342,403	△1	△1	407	342,809
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		—				—
当期純利益		1,444				1,444
自己株式の処分	985	999				999
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			3	3	△108	△104
事業年度中の変動額合計	985	2,444	3	3	△108	2,339
2022年3月31日残高	△1,713	344,847	2	2	298	345,148

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する
組合への出資（金融商品取引法第2条第2項に
より有価証券とみなされるもの）については、
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手
可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を
純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 8～38年

機械及び装置 …………… 8年

工具、器具及び備品 …………… 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員への株式給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく支給見込額により役員株式給付引当金を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」終了時に、信託財産に係る債務残高が残る場合に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた経営管理業務を提供することが履行義務であり、経営管理業務が実際なされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- ・ヘッジ会計の方法
金利スワップについて、特例処理を採用しております。
- ・ヘッジ手段とヘッジ対象
変動金利長期借入金に対しての利息を対象として金利スワップ取引を利用しております。
- ・ヘッジ方針
金利変動リスクを回避するために、ヘッジ会計の要件を満たす範囲内でヘッジをおこなっております。
- ・ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)
上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。
ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理
ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…長期借入金
ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、損益に与える影響もありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	831百万円
----------------	--------

2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金及び鉄道・運輸機構への（長期）未払金ほかに対して、次のとおり債務保証をおこなっております。

西武鉄道株式会社	62,672百万円
株式会社プリンスホテル	19百万円
合計	62,691百万円

3. A種優先株式の買取義務

当社の連結子会社である西武鉄道株式会社が、株式会社みずほ銀行及び株式会社日本政策投資銀行に対して第三者割当の方法により発行した総額700億円のA種優先株式の引受に関する投資契約書（以下、「本契約」と言います。）について、以下のとおり確約しております。

・西武鉄道株式会社

（i）2025年11月27日が到来した場合、又は（ii）以下に定める事由が発生し、割当先が請求した場合には、当社は割当先から払込金額に未払累積配当金及び経過優先配当金相当額を加算した額で買い取る義務を負います。なお、当事業年度末においては、未払累積配当金及び経過優先配当金は発生しておりません。

- ①西武鉄道株式会社が2事業年度連続してA種優先株式に係る優先配当金の全部又は一部を支払わなかった場合
- ②西武鉄道株式会社の分配可能額が、A種優先株式に係る金銭を対価とする取得条項の発動を可能とするために必要となる額を下回った場合
- ③上記のほか、本契約に定める場合

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	3,882百万円
長期金銭債権	45百万円
短期金銭債務	438百万円

5. 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達をおこなうため銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	150,000百万円
借入実行残高	75,000百万円
差引額	75,000百万円

6. 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項

(1) 下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

1年内返済予定の長期借入金	230百万円
---------------	--------

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ1,613億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

(2) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

1年内返済予定の長期借入金	118百万円
---------------	--------

長期借入金	5,115百万円
-------	----------

合計	5,233百万円
----	----------

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ1,815億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (3) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

1年内返済予定の長期借入金	1,000百万円
長期借入金	4,000百万円
合計	5,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,008億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (4) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金	10,000百万円
-------	-----------

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,532億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (5) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金

8,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,592億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (6) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

1年内返済予定の長期借入金

31,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,756億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (7) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金

10,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,800億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

- (8) 上記のほか、上記「5.」に記載する2021年4月7日付貸出コミットメント契約に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,800億円以上に維持すること。

- (9) 上記のほか、下記の借入金に関して、次のとおり確約しております。また、確約内容に反した場合は、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(借入金)

長期借入金

15,000百万円

(確約内容)

- ・各年度の決算期末及び第2四半期末における連結貸借対照表において、純資産の部の合計を直前の決算期（含む第2四半期）比75%以上かつ2,834億円以上に維持すること。
- ・各年度の決算期末の連結損益計算書において、営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。（当該確約内容への対応については「（その他の注記）1. 財務制限条項への対応」に記載されているとおりであります。）

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 (区分掲記したものを除く)

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 1,490百万円

営業取引以外の取引高 8,266百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,573,100	—	563,200	1,009,900

(注1) 自己株式の数の減少は、次のとおりであります。

・株式給付信託(ESOP)から従業員持株会への売却	487,100株
・ストック・オプションの行使	61,200株
・株式給付信託(BBT)から対象者への株式給付	14,900株
合計	563,200株

(注2) 自己株式の総数には、株式給付信託(ESOP)及び株式給付信託(BBT)が所有する当社株式752,700株を含めて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は未払事業税、賞与引当金、退職給付引当金、及び債務保証損失引当金の計上等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西武鉄道(株)	所有 直接 100%	主なグループ会社 役員の兼任等	配当金の受取(注1)	1,299	—	—
				経営管理等(注2)	5,017	売掛金	459
				CMS取引(注3、4)	△70,480	関係会社 短期貸付金	184,747
				資金の貸付(注4)	—	関係会社	31,000
				資金の回収(注4)	2,000	短期貸付金	
				利息の受取(注4)	2,958	未収入金	232
				債務保証(注5)	62,672	—	—
	当社の銀行借入金 等に対する債務の 被保証(注6)	203,540	—	—			
	A種優先株式の 買取義務(注7)	70,000	—	—			
	(株)プリンスホテル	所有 直接 100%	主なグループ会社 役員の兼任等	経営管理等(注2)	4,598	売掛金	420
				CMS取引(注3、4)	12,155	関係会社 短期貸付金	338,082
				利息の受取(注4)	3,463	未収入金	294
当社の銀行借入金 等に対する債務の 被保証(注6)				203,540	—	—	
(株)西武プロパティーズ	所有 直接 100%	主なグループ会社 役員の兼任等	CMS取引(注3、4)	31,529	関係会社 短期貸付金	134,072	
			資金の貸付(注4)	—	関係会社	1,000	
			資金の回収(注4)	37,000	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	4,000	
			利息の受取(注4)	1,416	未収入金	118	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 西武鉄道(株)からの2020年度の期末配当金(3.0円/株)であります。
- (注2) 主に、西武鉄道(株)及び(株)プリンスホテルへの経営管理業務に対する手数料の受入であり、経営管理料については、当社と経営管理契約を締結している西武鉄道(株)及び(株)プリンスホテルのほか主なグループ会社7社との間で、合理的に算出し決定しております。
- (注3) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)取引の取引金額については、期首と期末の差額を純額表示しております。
- (注4) 西武鉄道(株)、(株)プリンスホテル及び(株)西武プロパティーズへの資金の貸付であり、貸付金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注5) 西武鉄道(株)の金融機関からの借入金及び鉄道・運輸機構への(長期)未払金に対する債務保証であります。
- (注6) 当社の銀行借入金等に対する西武鉄道(株)及び(株)プリンスホテルからの債務の被保証については、当社から当該2社への資金貸付のための資金借入に対するものであります。
- (注7) 西武鉄道(株)が(株)みずほ銀行及び(株)日本政策投資銀行に対して第三者割当の方法により発行した700億円のA種優先株式の引受に関する投資契約書において、「貸借対照表に関する注記」の「3. A種優先株式の買取義務」に記載のとおり、確約しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,069円46銭
1株当たり当期純利益	4円48銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は752,700株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は994,844株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 組織再編に伴う子会社株式の追加取得

当社は2022年3月31日に株式会社プリンスホテルと締結した「株式譲渡契約書」に基づき、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイドの普通株式4,000,000株を2022年4月1日に取得し40,338百万円を支払っております。なお、「株式譲渡契約書」に基づき、当該株式の取得日時点での時価が確定次第、既払額との差額を精算いたします。当該組織再編の詳細については連結注記表の「(重要な後発事象に関する注記) 1. 重要な組織再編について」に記載されているとおりであります。

(その他の注記)

1. 財務制限条項への対応

連結損益計算書における営業損益が2021年3月期連結決算に続き2期連続して損失となったことにより、当社における借入金のうち9契約(84,463百万円)に関して財務制限条項に抵触している状況にありますが、関係金融機関に対し期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく契約を継続するよう要請した結果、当連結会計年度末までにすべての関係金融機関より、期限の利益喪失に関わる条項を適用しない旨の書面による承諾を得ております。本承諾をもちまして、財務制限条項抵触にともない、期限の利益喪失の恐れがあったすべての契約が継続されることとなります。